



## マキヤアプリカ利用規約変更のお知らせ（改定日 2024年10月1日）

平素より「マキヤアプリカ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
このたび、「マキヤアプリカ利用規約」の内容を一部改定することになりました。  
以下に変更点をご案内いたしますので、ご確認いただけますと幸いです。

### 記

1. 改定日・適用日

2024年10月1日

2. 変更点

マキヤポイントのポイント券発券ポイント数の変更（第16条4項）  
変更箇所につきましては、赤色の枠線を付して表示しております。

### 【変更前】

#### 第16条(会員特典)

1. 会員は、カード取扱店においてお買上げ金額の精算時にマキヤアプリカを呈示することにより、ポイントの付与を受けることができます。精算時にマキヤアプリカの呈示がない場合および精算後は、ポイント付与等の会員特典を受けることができません。
2. 当社が定める商品および一部サービスについて会員特典が利用できない場合があります。
3. ポイントは、カード取扱店においてお買上げ金額200円(税抜)につき1ポイントを加算します。200円(税抜)未満の端数は、ポイント加算いたしません。
4. 累積ポイントが200ポイントに達する毎にポイント券が発券され、1枚200円(税込)のお買い物券として利用できます。ポイント券が発券された分は、累積ポイントがマイナスされます。
5. ポイント券の利用は、ポイント券が発券された次回以降のお買い物時に利用できます。
6. 累積ポイントは、現金または商品券等との交換はできません。
7. 累積ポイントの有効期限は、マキヤアプリカの呈示によるお買上げ最終日より1年間とし、1年を超えてマキヤアプリカの呈示によるお買上げ実績がない場合には累積ポイントは無効となります。また、マキヤアプリカの呈示によるお買上げ最終日より3年間を超えてマキヤアプリカの呈示によるお買上げ実績がない場合にはマキヤアプリカは無効となります。
8. ポイント券の有効期限は、ポイント券発行日より1年間とし、期限を超えたポイント券の利用はできません。
9. 会員が、当社所定の手続きによりお買上げ商品を返品した場合は、お買上げ時に当該商品に対して加算されたポイントを累積ポイントからマイナスします。
10. 天災地変またはシステム障害等により、マキヤアプリカの利用およびポイント加算等ができない場合があります。

## 【変更後】

### 第16条(会員特典)

- 1.会員は、カード取扱店においてお買上げ金額の精算時にマキヤプリカを呈示することにより、ポイントの付与を受けることができます。精算時にマキヤプリカの呈示がない場合および精算後は、ポイント付与等の会員特典を受けることができません。
- 2.当社が定める商品および一部サービスについて会員特典が利用できない場合があります。
- 3.ポイントは、カード取扱店においてお買上げ金額200円(税抜)につき1ポイントを加算します。200円(税抜)未満の端数は、ポイント加算いたしません。
- 4.累積ポイントが500ポイントに達する毎にポイント券が発券され、1枚500円(税込)のお買い物券として利用できます。ポイント券が発券された分は、累積ポイントがマイナスされます。
- 5.ポイント券の利用は、ポイント券が発券された次回以降のお買い物時に利用できます。
- 6.累積ポイントは、現金または商品券等との交換はできません。
- 7.累積ポイントの有効期限は、マキヤプリカの呈示によるお買上げ最終日より1年間とし、1年を超えてマキヤプリカの呈示によるお買上げ実績がない場合には累積ポイントは無効となります。また、マキヤプリカの呈示によるお買上げ最終日より3年間を超えてマキヤプリカの呈示によるお買上げ実績がない場合にはマキヤプリカは無効となります。
- 8.ポイント券の有効期限は、ポイント券発行日より1年間とし、期限を超えたポイント券の利用はできません。
- 9.会員が、当社所定の手続きによりお買上げ商品を返品した場合は、お買上げ時に当該商品に対して加算されたポイントを累積ポイントからマイナスします。
- 10.天災地変またはシステム障害等により、マキヤプリカの利用およびポイント加算等ができない場合があります。

### 3. 添付資料

変更後のマキヤプリカ利用規約を添付しております。

以 上

## マキヤリカ利用規約

### 第1条(目的)

本規約は、株式会社マキヤ(以下「当社」といいます。)が発行する、以下に定義したマキヤリカ電子マネーの利用について規定するものであり、会員がマキヤリカを使用したマキヤリカ電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

### 第2条(定義)

- 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
- ①「マキヤリカ電子マネー」とは、当社が発行し、マキヤリカに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
  - ②「カード取扱店」とは、当社が指定する店舗または施設であって、マキヤリカの利用ができる店舗をいいます。
  - ③「マキヤリカ電子マネーサービス」とは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます。)(対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりマキヤリカに入金されたマキヤリカ電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスを利用します。
  - ④「マキヤリカ」とは、当社発行の前払式証票である磁気非接触型カード、貨幣価値情報電子データに代えて、繰り返し入金することができ、また入金された金額相当額のマキヤリカ電子マネーをもちカード取扱店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
  - ⑤「会員」とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ、マキヤリカ電子マネーサービスの入会を申し込んだ個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申請時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくして入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができる場合があることを承認するものとします。
  - ⑥「入金」とは、会員が、当社所定の方法により、マキヤリカにマキヤリカ電子マネーを加算することをいいます。
  - ⑦「マキヤリカ残高」とは、マキヤリカに入金され、会員が利用することのできるマキヤリカ電子マネーの量をいいます。
  - ⑧「利用端末」とは、カード取扱店に設置された、マキヤリカ電子マネーの読み取りおよび付き取り、取引データの記録その他のマキヤリカ電子マネーを利用し、取引を行うために必要となる機能をいいます。
  - ⑨「入金端末」とは、入金を行うための機能をいいます。
  - ⑩「会員特典」とは、会員がカード取扱店において精算時にマキヤリカを提示することにより付与されるポイントサービスを利用します。
  - ⑪「本サービス」とは、マキヤリカ電子マネーサービスおよび会員特典の総称をいいます。

### 第3条(マキヤリカの発行)

1. 会員になるとする者は、当社所定の申込書等を作成のうえ、カード取扱店において本サービスの入会を申し込むものとします。
2. 前項の申込みがあり、当社が当該申込みを認める場合、当社は、カード取扱店においてマキヤリカを発行するものとします。会員は本規約に規定するマキヤリカ発行手数料をカード取扱店に対して支払うことにより、マキヤリカの交付を受けることができます。
3. 会員は、マキヤリカを受け取ったときに、当該マキヤリカの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。マキヤリカは、会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、善良なる管理者の注意をもってマキヤリカを使用し管理しなければなりません。また、会員は、マキヤリカを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
5. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることとします。当該届け出が行われなかったことにより会員が何らかの不利益を被った場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

### 第4条(不正使用等の禁止)

会員は、マキヤリカの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

### 第5条(入金)

1. 会員は、入金端末で1,000円単位で入金することができます。
2. 会員は、1枚のマキヤリカに対して、マキヤリカ残高100,000円を上限として入金ができます。ただし、1回あたりの入金上限は40,000円となります。

### 第6条(マキヤリカ電子マネーサービスの利用)

1. 会員は、カード取扱店マキヤリカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・そのほか法定外の一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員がカード取扱店マキヤリカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けるとき、会員のマキヤリカから利用額に相当するマキヤリカ電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該マキヤリカ電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。

3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたマキヤリカ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員は不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受けるとき、1取引に利用できるマキヤリカの枚数は1枚とし、複数枚の利用はできません。
5. 会員は、マキヤリカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるマキヤリカ残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。

### 第7条(マキヤリカ残高の確認)

マキヤリカ残高は、マキヤリカ電子マネーサービス利用時のレシート、入金端末、ホームページまたはカード裏面のQRコードを読み取る方法により確認することができます。

### 第8条(マキヤリカ電子マネーの有効期限等)

1. マキヤリカ電子マネーの有効期限は、マキヤリカ電子マネーサービスを最後に利用された日から3年を経過した日とします。なお、利用とは、入金およびマキヤリカ電子マネーによる商品等の購入をさします。
2. 前項の有効期限が経過した場合は、マキヤリカ残高は失効し、また、マキヤリカ残高の換金は払戻しはできません。

### 第9条(マキヤリカの合併)

会員は、マキヤリカ電子マネー、およびマキヤポイント(以下「ポイント」といいます。))を他のマキヤリカへ移転することはできません。

### 第10条(マキヤリカ発行手数料)

1. 会員は、マキヤリカの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は、理由の煩苛を問わず、支払ひれた発行手数料はお返ししません。

### 第11条(マキヤリカ電子マネーサービスの利用ができない場合)

- 会員は、次のいずれかの場合においては、事前の通知なく、その期間において、本サービスの全部または一部利用できない場合があることと予め承認します。
- ①本サービスのシステムに障害が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
  - ②マキヤリカ利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
  - ③天災地変その他の当社に責任がつかない事由により本サービスの提供が困難となした場合。
  - ④その他やむを得ない事由がある場合。

### 第12条(退会および会員資格の喪失)

1. 会員は、マキヤリカ残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員がマキヤリカの会員資格を喪失した場合、マキヤリカ電子マネーサービスの利用ができなくなり、累積ポイントは失効するものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるマキヤリカ電子マネーの利用を直ちに中止させ、マキヤリカ残高および累積ポイントをゼロとすることができます。
1. マキヤリカを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
2. マキヤリカを不正に使用・利用した場合。
3. 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合、(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対して変更の届け出が合理的な期間内にされない場合を含みます。)
4. 3年を超えてマキヤリカ利用の実績がない場合。
5. その他、会員が本規約に違反した場合。
6. 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適切と判断した場合。
3. 会員が死亡した場合に、会員資格は喪失され、一切のマキヤリカ電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、マキヤリカ残高および累積ポイントはゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

### 第13条(換金等不可)

第22条第2項の場合を除き、マキヤリカ電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

### 第14条(マキヤリカの破損・汚損時の再発行等)

1. 当社は、マキヤリカの破損・汚損等の理由により会員がマキヤリカの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したマキヤリカを引き換えて新しいマキヤリカを再発行します。この場合、会員に、第10条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。なお、再発行したマキヤリカは券面が変更される場合があると会員は承諾するものとします。

2. 前項よりマキヤリカが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたマキヤリカ残高および累積ポイントが、再発行されたマキヤリカに引き継がれるものとします。

### 第15条(マキヤリカ喪失時の再発行等)

1. 当社は、会員から紛失・盗難等によりマキヤリカを喪失した旨の届け出があった場合、当該マキヤリカについて、使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます。))をとるものとします。
2. 当社は、第三者からマキヤリカを拾得した旨の届け出があった場合、当該マキヤリカについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 2項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めるとはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等によりマキヤリカを喪失した場合、会員がマキヤリカの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、マキヤリカを再発行します。この場合、会員は第10条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行したマキヤリカは券面が変更される場合があることを会員は承認するものとします。
5. 前項よりマキヤリカが再発行された場合、当社によるマキヤリカの使用停止措置が完了した時点のマキヤリカ残高および累積ポイントが再発行されたマキヤリカに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限ります。
6. 会員がマキヤリカの紛失・盗難等申し出から当社による使用停止措置が完了するまで、一定期間を要することを会員は承諾するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、マキヤリカ残高を第三者により利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
7. マキヤリカの再発行後、会員が喪失したマキヤリカを発見した場合、会員は、発見したマキヤリカを破棄するものとします。

### 第16条(会員特典)

1. 会員は、カード取扱店においてお買上げ金額の精算時にマキヤリカを提示することにより、ポイントの付与を受けることができます。精算時にマキヤリカの提示がない場合および精算時は、ポイント付与の会員特典を受けることができます。
2. 当社が定める商品および一部サービスについて会員特典が利用できない場合があります。
3. ポイントは、カード取扱店においてお買上げ金額200円(税別)につき1ポイントを加算します。200円(税別)未満の端数は、ポイント加算いたしません。
4. 累積ポイントが500ポイントに達する毎にポイント券が発券され、1枚500円(税込)のお買い物券として利用できます。ポイント券が発券された分は、累積ポイントがマイナスされます。
5. ポイント券の現金は、ポイント券が発券された次回以降のお買い物時に利用できます。
6. 累積ポイントは、現金または商品券等との交換はできません。
7. 累積ポイントの有効期限は、マキヤリカの提示によるお買上げ最終日より1年間とし、1年を超えてマキヤリカの提示によるお買上げ実績がない場合には累積ポイントは無効となります。また、マキヤリカの提示によるお買上げ最終日より3年間を超えてマキヤリカの提示によるお買上げ実績がない場合にはマキヤリカは無効となります。
8. ポイント券の有効期限は、ポイント券発行日より1年間とし、期限を超えたポイント券の利用はできません。
9. 会員が、当社所定の手続きによりお買上げ商品を送品した場合は、お買上げ時に当該商品に対して加算されたポイントを累積ポイントからマイナスします。
10. 天災地変またはシステム障害等により、マキヤリカの利用およびポイント加算等ができない場合があります。

### 第17条(会員特典等の中止・廃止)

1. 当社は、本サービスの運用上の理由により、事前の通知なく会員特典を中止または廃止することがあります。
2. 当社は、事前に通知することにより、会員特典を中止または廃止することができます。
3. 前各項により会員特典を廃止した場合でも、当社は累積ポイントの払戻しは行いません。

### 第18条(マキヤリカ取扱店との精算)

1. 会員が、マキヤリカ電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は、当社またはカード取扱店に対し、マキヤリカ電子マネーの利用の取引し等を求めることはできないものとします。

### 第19条(個人情報の収集・利用)

1. 会員(本条においては、マキヤリカ電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申請および入会後に当社に届ける届出事項およびマキヤリカ電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます。))を、当社が個人情報保護に関する法律に基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することと同意します。当社は、法令に定める場合または会員の同意のある場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

2. 会員の個人情報、次の目的のために利用いたします。

- ①会員に対し、本サービス、ポイントの管理、商品やサービス情報、アンケート、キャンペーン等の案内。
  - ②本サービスの提供および登録。
  - ③会員からの各種お問い合わせへの対応。
  - ④お買上げ商品等に関するアフターサービス。
  - ⑤会員の買い物行動や調査、販売促進計画の策定、販売促進活動の効果検証。
  - ⑥その他会員の事前の同意を得た目的達成のための利用。
3. 会員は、本サービスの業務に必要な範囲で、当社が会員に関する個人情報や当社と秘密保持契約を締結した委託先に提供することに同意します。

### 第20条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においてはマキヤリカ電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。))は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。))に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

### 第21条(規約の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるとします。また、当該告知後、会員が入金、マキヤリカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員の当該変更内容を承諾したものとみなします。

### 第22条(マキヤリカ電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、マキヤリカ電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - ①社会情勢の変化。
  - ②法令の改廃。
  - ③その他当該やむを得ない都合による場合。
2. 前項の場合、会員は当該その方法により、マキヤリカ残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、当社が前項の通知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

### 第23条(制限責任)

第11条に定める理由およびその他の理由により、会員が本サービスを利用することができないことで、当該会員が生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。

### 第24条(通知の到達)

当社は、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとします。当該通知の到達が遅延し、または到達しなかった場合においても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

### 第25条(業務委託)

当社は、本規約に基づき本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

### 第26条(合意管轄裁判所)

当社は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に競争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

### 第27条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

### 【ご相談窓口】

マキヤリカに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

フリーダイヤル:0120-27-9600(土日祝・年始を除く、10:00～17:00)  
 株式会社マキヤ マキヤリカ専用ダイヤル  
〒417-0801 静岡県富士市大須2373